

○那覇市個人情報保護条例施行規程

〔平成3年12月24日〕
〔議会訓令第1号〕

改正 平成27年10月1日 議会訓令第2号
平成28年4月1日 議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行)

第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか那覇市個人情報保護条例施行規則(平成3年那覇市規則第34号)の規定の例による。

(事務の補助執行)

第3条 議長は、次の各号に掲げる議長の権限に属する事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員を、議会事務局職員に充て補助執行させるものとする。この場合において、当該市長事務部局の職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。

(1) 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の個人情報保護担当職員

(2) 条例第20条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員

付 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成27年10月1日議会訓令第2号)

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

付 則(平成28年4月1日議会訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。